

公開用

- 1 -

事務局職員 の職氏名	学校教育部教育総務課総務担当 林、伊藤
会議事項、議題	議案第 2 3 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱について 議案第 2 4 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について 議案第 2 5 号 春日部市学校給食運営審議会委員の委嘱について 議案第 2 6 号 春日部市文化財保護審議会への諮問について 議案第 2 7 号 春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱について 議案第 2 8 号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について 議案第 2 9 号 豊春小学校外 7 校避難所空調設備設置工事請負契約の締結について 議案第 3 0 号 豊野小学校外 4 校避難所空調設備設置工事請負契約の締結について 議案第 3 1 号 東中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の締結について 議案第 3 2 号 緑小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について

	議案第 3 3 号 武里小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について 議案第 3 4 号 大増中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について 議案第 3 5 号 南桜井小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について 議案第 3 6 号 大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部変更について 報告第 2 6 号 春日部市立中学校課外部活動補助金交付要綱の一部改正について 報告第 2 7 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について 報告第 2 8 号 春日部市教育委員会事務局職員の人事異動に係る専決処理について
--	--

鎌田教育長	それでは、ただいまから５月定例教育委員会を開会いたします。はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。高橋委員、お願いします。
鎌田教育長	前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。
鎌田教育長	事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。
（委員）	[「結構です」と言う人あり]
鎌田教育長	前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。事務局は、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。
鎌田教育長	それでは、議事に入ります。 はじめに、議案第２３号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
学務課長	はい。
鎌田教育長	森田課長、お願いします。
学務課長	議案第２３号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱について」、提案理由及びその内容につきまして、説明申し上げます。 議案書 １ページを御覧ください。 提案理由でございますが、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の欠員に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例第３条第２項の規定に基づき、委員を委嘱するものでございます。 続いて、３ページの参考資料を御覧ください。 学区審議会の概要を記載しております。 はじめに、１．設置根拠でございますが、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例に基づき、設置しております。 次に、２．所掌事務でございますが、教育委員会の諮問に応じ、学区の編成に関する事項を調査審議するものでございます。 次に、３．委員構成等でございますが、委員１４人以内をもって組織し、（１）区・自治会を代表する者（２）小学校・中学校及び義務教育

	学校の校長の代表者（３）小・中・義務教育学校のＰＴＡの代表者（４）知識及び経験を有する者（５）公募に応じた市民のうちから教育委員会が委嘱するものでございます。また、委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とするものでございます。 議案書２ページを御覧ください。 今回、「小学校、中学校及び義務教育学校のＰＴＡの代表者」が交代したことにより、欠員が生じたため、新たに委員１名を委嘱したく提案するものでございます。 項番１０の備考欄に新規と記載をさせていただいている１名が対象者となっております。なお、委員の任期につきましては、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会条例第４条第１項の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、令和８年６月３０日までとするものでございます。 以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第２３号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
（ 委 員 ）	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第２３号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第２４号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とし、説明を求めます。
指導課長	はい。
鎌田教育長	鶴見課長、お願いします。
指導課長	議案第２４号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」、説明申し上げます。

	議案書 4 ページを御覧ください。 提案理由でございますが、令和 4 年法律第 6 7 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正したく提案いたします。 変更する箇所について、資料 5 ページを御覧ください。 表右側の改正前のアンダーライン「懲役、禁錮」の規定を、改正後、「拘禁刑」に改めるものでございます。 以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第 2 4 号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第 2 4 号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第 2 5 号「春日部市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
学校給食課長	はい。
鎌田教育長	柴山課長、お願いします。
学校給食課長	議案第 2 5 号「春日部市学校給食運営審議会委員の委嘱につきまして」、提案理由及びその主な内容を説明申し上げます。 議案書 6 ページを御覧ください。 はじめに提案理由でございますが、同委員会の新設に伴い、春日部市学校給食運営審議会条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、委員を委嘱したく提案するものでございます。 続きまして、8 ページ、参考資料を御覧ください。 2. 設置、3. 所掌事務にありますとおり、この委員会は、学校給食の運営を適正かつ円滑に行うため必要な審議、並びに調査・研究を行う

	目的で設置されております。 ４．委員構成等にありますとおり、校長、保護者代表者、春日部保健所の職員、学識経験者として共栄大学教授の方など１０人に２年任期でお願いしております。 委員につきましては、本日机上に置かせていただきました、議案第２５号のインデックスがついた資料を御覧ください。 委員の任期は、令和７年６月１日から、令和９年５月３１日までとするものでございます。 説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第２５号「春日部市学校給食運営審議会委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第２５号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第２６号「春日部市文化財保護審議会への諮問について」を議題とし、説明を求めます。
文化財課長	はい。
鎌田教育長	實松課長、お願いします。
文化財課長	議案第２６号「春日部市文化財保護審議会への諮問につきまして」、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。 議案書９ページを御覧ください。 提案理由でございますが、文化財の指定につきまして、春日部市文化財保護条例第５条第３項の規定に基づき、春日部市文化財保護審議会あてへ諮問したく提案するものでございます。 文化財の指定にあたりましては、同条例第５条第３項で「春日部市教育委員会は、あらかじめ春日部市文化財保護審議会に諮問しなければならない」と規定されております。また、春日部市文化財保護審議会条例

	第２条では、「審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議する」とされております。このように、条例に基づきまして、文化財の指定について、春日部市文化財保護審議会の意見を求めるものでございます。 令和７年４月定例教育委員会におきまして、審議会から建議されました「常楽寺の木造薬師如来立像」及び「馬場遺跡出土旧石器時代石器群」の２件につきまして、文化財としての指定を可決いただきました。そこで、改めまして市内文化財の指定について諮問いただきたく、本日、議案とさせていただきます。 議案書１０ページには文化財保護審議会あての諮問書の案を、１１ページに指定文化財候補物件の一覧を、掲載してございます。 １１ページを御覧願います。 「１．指定文化財候補物件の選定」につきましては、市の歴史や文化、風土を顕著に表わすもの、歴史的・文化的な背景が学術上、明確であるなど、５項目の選定基準を設けており、「２．指定文化財候補物件」として７件を候補として挙げております。諮問以降は、審議会委員をはじめ、学識経験者による資料調査を経て、文化財指定の可否について審議会で調査・審議するものでございます。 現在におきましては、候補物件の６番「岩井宏融家文書」の調査を、６年度より継続しているところでございます。 以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第２６号「春日部市文化財保護審議会への諮問について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第２６号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第２７号「春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」及び議案第２８号「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」は、いずれもスポーツ関連の委員委嘱に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。

スポーツ推進 課長 鎌田教育長	はい。 井崎課長、お願いします。
スポーツ推進 課長	議案第２７号「春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、提案理由及びその主な内容につきまして、御説明申し上げます。 議案書１２ページを御覧ください。 提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進審議会委員の欠員に伴い、春日部市スポーツ推進審議会条例第３条第２項の規定に基づき、委嘱したく、提案するものでございます。 議案書１３ページを御覧ください。 スポーツ推進審議会委員の候補者名簿でございます。 なお、任期につきましては、春日部市スポーツ推進審議会条例第３条第３項により前任者の残任期間である、令和７年５月２２日から令和８年５月２１日までとするものです。 議案書１４ページを御覧ください。 本審議会の概要につきまして、説明申し上げます。 はじめに、１．設置根拠でございますが、本審議会は、スポーツ基本法第３１条に基づき、春日部市スポーツ推進審議会条例において設置しております。 次に、２．所掌事務でございますが、（１）のスポーツ推進計画に関すること、（２）スポーツ施設及び設備の整備に関することをはじめ６つの事項に対しまして、調査、審議し、教育委員会へ御意見や御提案をしていただくものでございます。 次に、３．委員構成等でございますが、委員は「８人以内」とし、（１）学識経験者、並びに（２）公募に応じた市民から、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱するものでございます。 続きまして、議案第２８号、「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。 議案書１５ページを御覧ください。 提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進委員の補充に伴い、春日部市スポーツ推進委員条例第３条第２項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。 次に、１６ページの候補者名簿を御覧ください。 本日、提案させていただきます候補者につきましては、随時募集期間（令和７年１２月１９日まで）に応募された方で、現在、テニススクールを運営するとともにコーチとしても活動されております。 スポーツを通じて社会貢献をしたい、市民の健康増進を進めたいというお気持ちで応募されたということでした。

	委員の任期につきましては、令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日でございます。 議案書 1 7 ページを御覧ください。 スポーツ推進委員の概要につきまして、説明申し上げます。 はじめに、1. 設置根拠でございますが、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第 3 2 条第 1 項に基づき、春日部市スポーツ推進委員条例において設置しております。 次に、2. 職務でございますが、委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに市民に対するスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものでございます。 次に、3. 委員構成等でございますが、委員は「7 0 人以内」とし、教育委員会が委嘱するものでございます。 説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより順番に採決をいたします。
鎌田教育長	議案第 2 7 号「春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第 2 7 号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第 2 8 号「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第 2 8 号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第 2 9 号「豊春小学校外 7 校避難所空調設備設置工事請負契約の締結について」を議題としますが、議案第 2 9 号から議案第 3 6 号までについては、6 月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委 員)	[「異議ありません」と言う人あり]
鎌田教育長	異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第 18 条の規定に従い、これより会議を非公開とします。
鎌田教育長	議案第 29 号「豊春小学校外 7 校避難所空調設備設置工事請負契約の締結について」、議案第 30 号「豊野小学校外 4 校避難所空調設備設置工事請負契約の締結について」、議案第 31 号「東中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の締結について」は、いずれも学校体育館の工事の契約に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。
教育施設課長	はい。
鎌田教育長	内藤課長、お願いします。
教育施設課長	議案第 29 号から議案第 31 号までの工事請負契約の締結 3 議案における提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。 議案書の 18 ページから 20 ページを御覧ください。 提案理由でございますが、議案第 29 号及び議案第 30 号につきましては、小学校 13 校の避難所空調設備設置工事の請負契約、議案第 31 号につきましては、東中学校体育館外壁等耐震対策工事の請負契約を締結したく、提案するものでございます。 主な内容でございますが、別冊目録の 1 ページを御覧ください。 契約の方法は、いずれの案件も地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づきまして、制限付一般競争入札を執行したところでございます。 はじめに、小学校 13 校の避難所空調設備設置工事請負契約の締結について説明申し上げます。 まず、議案第 29 号「豊春小学校外 7 校避難所空調設備設置工事請負契約の締結について」でございますが、概要につきましては、契約金額は、消費税および地方消費税の額を含め、9 億 750 万円、契約の相手方は、正和・本田特定建設工事共同企業体、代表者 正和工業株式会社、代表取締役 横田生樹でございます。 工期につきましては、契約の日から令和 8 年 3 月 25 日まででございます。次、2 ページ、議案第 30 号「豊野小学校外 4 校避難所空調設備設置工事請負契約の締結について」説明申し上げます。 概要につきましては、契約金額は、消費税および地方消費税の額を含め、5 億 2,250 万円、契約の相手方は、正和・ABC 特定建設工事

	共同企業体、代表者 正和工業株式会社、代表取締役 横田生樹でございます。 主な工事内容につきましては、3 ページにお示ししました各小学校の体育館に、空調設備や空調の負荷低減のための換気設備を設置するとともに、照明のLED化などを行うものでございます。 次に、4 ページ、議案第31号「東中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の締結について」説明申し上げます。 概要につきましては、契約金額は、消費税および地方消費税の額を含め、3億4,485万円、契約の相手方は、正和・大和特定建設工事共同企業体、代表者 正和工業株式会社、代表取締役 横田生樹でございます。 なお、工期につきましては、契約の日から令和8年3月17日まででございます。 次に、主な工事内容につきましては、5 ページにお示ししました東中学校体育館について、地震時に落下の危険性がある、コンクリート壁のひび割れ、浮きを補修の上、防水塗装を施すとともに、アルミサッシの脱落防止措置などを行うものです。 以上、議案第29号から議案第31号まで3件につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
山口委員	議案第29号の8校と議案第30号の5校に対象校を分けた理由を教えてください。
教育施設課長	今回、全13校の整備工事を発注するのですが、整備に必要な技術者の確保や、工事の工程や学校の運営なども考慮し、2本に分けて発注することとしたものです。 なお、昨年度は全12校を7校と5校に分けて分割して入札した結果、支障なく落札・履行されております。
鎌田教育長	他にありませんか。 ないようですので、これより順番に採決をいたします。
鎌田教育長	議案第29号「豊春小学校外7校避難所空調設備設置工事請負契約の締結について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]

鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第２９号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３０号「豊野小学校外４校避難所空調設備設置工事請負契約の締結について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３０号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３１号「東中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の締結について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３１号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３２号「緑小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、議案第３３号「武里小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、議案第３４号「大增中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、議案第３５号「南桜井小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」は、いずれも学校校舎トイレ改修工事の契約に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。
教育施設課長	はい。
鎌田教育長	内藤課長、お願いします。
教育施設課長	議案第３２号から議案第３５号までの工事請負契約の締結４議案における提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。 議案書の２１ページから２４ページを御覧ください。 提案理由でございますが、小学校３校及び中学校１校の校舎トイレ改修工事の請負契約を締結したく、提案するものでございます。 主な内容でございますが、別冊目録の６ページを御覧ください。 契約の方法は、いずれの案件も地方自治法施行令第１６７条の５の２の規定に基づきまして、制限付一般競争入札を執行したところでござい

	ます。 はじめに、議案第３２号「緑小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」説明申し上げます。 概要につきましては、契約金額は、消費税および地方消費税の額を含め、２億４，９７０万円、契約の相手方は、中央・コダマホーム特定建設工事共同企業体、代表者 中央建設協同組合 春日部営業所、所長 樽見悦男でございます。 工期につきましては、契約の日から令和８年２月２７日まででございます、以下の案件も同様でございます。 次に、８ページ、議案第３３号「武里小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」説明申し上げます。 概要につきましては、契約金額は、消費税および地方消費税の額を含め、２億２，８８０万円、契約の相手方は、三ツ和・ムラタ特定建設工事共同企業体、代表者 三ツ和総合建設協同組合 埼玉東部営業所、所長 小林功人でございます。 次に、１０ページ、議案第３４号「大増中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」説明申し上げます。 概要につきましては、契約金額は、消費税および地方消費税の額を含め、２億１，８０９万４，８００円、契約の相手方は、大和・正和特定建設工事共同企業体、代表者 大和建设工業株式会社、代表取締役 柏崎静雄でございます。 次に、１２ページ、議案第３５号「南桜井小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」説明申し上げます。 概要につきましては、契約金額は、消費税および地方消費税の額を含め、１億９，６３５万円、契約の相手方は、岩崎・大栄特定建設工事共同企業体、代表者 岩崎工業株式会社 春日部営業所、営業所長 岩崎重広でございます。 主な工事内容につきましては、７、９、１１、１３ページにそれぞれお示しのとおり、校舎棟の各トイレについて、洋便器の設置やトイレ内のバリアフリー化、床の乾式化などの全面リニューアル工事を行うものでございます。 以上、議案第３２号から議案第３５号まで４件につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
山口委員	今回、４校のトイレ改修工事の契約ということですが、整備が完了していないのは、あと何校でしょうか。また、整備の見通しを教えてください。

教育施設課長	現時点で３４校中２２校の整備が完了しており、今回の４件の整備が完了する今年度末時点で、未整備校が残り８校となります。未整備校は、すべて中学校となります。 今後の見通しでございますが、令和８年度に４校、令和９年度に４校で整備を行い、令和９年度末までの事業完了を目指しています。
鎌田教育長	他にありませんか。 ないようですので、これより順番に採決をいたします。
鎌田教育長	議案第３２号「緑小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３２号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３３号「武里小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３３号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３４号「大増中学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３４号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３５号「南桜井小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]

鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３５号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第３６号「大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部変更について」を議題とし、説明を求めます。
スポーツ施設 担当課長 鎌田教育長	はい。 福島課長、お願いします。
スポーツ施設 担当課長	議案第３６号「大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部変更について」、提案理由及びその主な内容につきまして、御説明申し上げます。 議案書２５ページを御覧ください。 はじめに、提案理由でございますが、大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部を変更したく、提案するものでございます。 次に、主な内容でございますが、別冊、１４ページ、「大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の一部変更について」を御覧下さい。 令和７年３月１９日付け議案第４７号をもって議決された、大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の契約金額を変更する必要性が生じたため、議決内容の一部を変更したく、提案するものでございます。 契約金額、１２億５，４００万円」とあるものを、１２億７，０２０万８，５００円とし、１，６２０万８，５００円を増額変更するものでございます。 変更の理由につきましては、技能労働者の賃金水準の確保のため、旧労務単価を適用して予定価格を積算した本工事について、令和７年３月から適用する公共工事設計労務単価に変更するため、その増額分を計上するものです。 補足させていただきますと、令和７年３月から適用する公共工事設計労務単価、新労務単価は、令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価、旧労務単価に比べ、過去最大の引き上げとなっております。 このため、国土交通省から「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」の通知があり、「旧労務単価」で積算した工事については、「新労務単価」に変更するよう要請があったことから、その増額分を計上するため、請負契約の内容を一部変更するものでございます。 なお、工期につきましては、変更はございません。 説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。
鎌田教育長	議案第３６号「大沼公園広域受援拠点施設整備工事請負契約の議決内容の一部変更について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
(委 員)	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第３６号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。
鎌田教育長	以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。
鎌田教育長	はじめに、報告第２６号「春日部市立中学校課外部活動補助金交付要綱の一部改正について」、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	報告第２６号「春日部市立中学校課外部活動補助金交付要綱の一部改正について」、報告いたします。 議案書２６ページを御覧ください。 改正理由でございますが、全庁的な補助金の交付手続きの簡便化の方針に基づき、一部改正したものでございます。 次に、内容につきまして、説明申し上げます。 議案書２８ページを御覧ください。 申請者の事務手続きの軽減を図るため、様式第１号「春日部市立中学校課外部活動補助金交付申請書」の添付書類欄に元々記載のありました「前年度事業報告書」及び「前年度決算書」を削除しました。 なお、様式に関する変更はこの様式第１号のみとなり、様式第２号の交付決定通知書や様式第３号の実績報告書等の変更はございません。 また、ページが前後してしまい申し訳ございませんが、議案書２７ページにお戻りください。 春日部市においては、補助金要綱は改正後、５年以内に運用等の見直

	しをすることになっていることから、附則における、要綱の見直し期限を改正したものです。 施行期日は、部長決裁のあった日、こちらは令和 7 年 4 月 2 3 日からとなっております。 以上、報告いたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
山口委員	育成会は何校で組織しているか、また、昨年度の補助実績を教えてください。
教育総務課長	育成会の組織状況でございますが、春日部中学校、武里中学校、豊野中学校、大增中学校、春日部南中学校の 5 校で組織されております。 また、昨年度実績につきましては、合計 5 4 万円の交付実績となっております。最も交付額が大きいのは、春日部中学校の 2 0 万円、小さいのは、武里中学校の 5 万円でございます。
鎌田教育長	次に、報告第 2 7 号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について」、説明を求めます。
指導課長	はい。
鎌田教育長	鶴見課長、お願いします。
指導課長	報告第 2 7 号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について」、御報告を申し上げます。 本案件については、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条により、教育委員会の会議における議案となる案件でございますが、同第 3 条により教育長が専決処理を行ったものでございます。 議案書 3 0 ページを御覧ください。 「春日部市学校運営協議会規則」の規定に基づき、各小学校、中学校、義務教育学校長から推薦がありました方々を学校運営協議会委員として任命するものでございます。3 月定例教育委員会の名簿では、人事異動を考慮して教員及び行政関係者名が空白でした。 議案書 3 1 ページから 4 6 ページ、学校運営協議会委員名簿の「※」が新たに付け加えた方々となっております。 市内 3 4 校 3 6 6 名の方々を学校運営協議会委員として任命しております。 以上でございます。

鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	次に、報告第２８号「春日部市教育委員会事務局職員の人事異動に係る専決処理について」、を議題としますが、報告第２８号については、人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。
(委 員)	[「異議ありません」と言う人あり]
鎌田教育長	異議なしと認め、春日部市教育委員会 会議規則第１８条の規定に従い、これより会議を非公開とします。
鎌田教育長	《非公開議案の審議》 報告第２８号 「春日部市教育委員会事務局職員の人事異動に係る専決処理」について
鎌田教育長	会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。
鎌田教育長	以上で、報告を終了します。 それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。
学校教育部長	６月定例会につきましては、６月１９日、木曜日、午後１時３０分から、本会場、本庁舎４階、委員会会議室での開催を予定しております。 以上でございます。
鎌田教育長	以上で、５月定例教育委員会を閉会いたします。
会 議 結 果	
議案第２３号 承認 、議案第２４号 承認 、議案第２５号 承認 、 議案第２６号 承認 、議案第２７号 承認 、議案第２８号 承認 、 議案第２９号 承認 、議案第３０号 承認 、議案第３１号 承認 、 議案第３２号 承認 、議案第３３号 承認 、議案第３４号 承認 、 議案第３５号 承認 、議案第３６号 承認	